

令和3年度冬の交通事故防止県民運動実施要領

1 実施期間

令和3年12月15日(水)から12月24日(金)までの10日間

2 運動の趣旨

冬季は、積雪や凍結による道路環境の悪化に伴う交通事故の発生や冬休み中の子どもが関係する交通事故の発生が懸念されることから、交通ルールの遵守と交通マナーの実践により、交通事故防止の徹底を図る。

3 運動の重点

- ① 冬道用タイヤ装着の徹底
- ② 高齢者と冬休み中の子どもの交通事故防止
- ③ スピードダウンの徹底
- ④ 飲酒運転の根絶

4 スローガン

「ゆとりある 心と車間の ディスタンス 」

5 推進事項

推進主体	推 進 事 項
家庭では	<ul style="list-style-type: none"> ○ 夕暮れ時や夜間外出時は、高齢者を始め家族全員が反射材用品等の着用を習慣付ける。 ○ 加齢に応じた無理のない運転や運転免許証の自主返納について話し合う。 ○ 日頃から、冬道の危険性や特徴について話し合うとともに、滑走させない、または横断歩道で止まれる安全なスピードで走行するよう注意し合う。 ○ 車も自転車もスピードが出るほど危険性が増すことを認識し、市街地や交差点、カーブ等ではスピードダウンを心掛け、安全なスピードで走行するよう注意し合う。 ○ 飲酒運転の危険性を家族で話し合い、「飲酒運転4（し）ない運動」を実践し、家族から飲酒運転に関与する人を出さない。 ○ 事故に遭わない、起こさないために「止まる-見る-待つ」の交通安全行動を習慣付ける。
地域・職場・学校では	<ul style="list-style-type: none"> ○ 町内会、自治会、母の会、老人クラブなどにおいて、高齢者や子どもを対象とした交通安全講習会を開催し、地域ぐるみで交通安全意識を高める。 ○ 各種行事や学校でのホームルーム等を活用し、子どもの冬休み期間中における交通事故防止について意識を高めるほか、保護者に対する注意喚起を行う。 ○ 職場内における朝礼・会議等を利用して交通安全啓発を行う。また、自動車運転者には、午後4時からのライトの早め点灯、原則上向きライト走行を呼びかける。 ○ 安全運転管理を徹底し、ゆとりのある運転計画を立て、スピードの出し過ぎ「しない」「させない」を徹底する。 ○ 冬道用タイヤへの交換及び確実な点検などを徹底させ、職場全体で冬道の安全運転（いち、につ、さん運動）を実践する。 ○ 飲酒運転の危険性と違法性について従業員等に指導するとともに、アルコール検知器の活用や、ハンドルキーパー運動（※1）を周知し、飲酒運転を絶対にさせない。 ○ 飲酒する際は、あらかじめ同席する者同士で帰宅方法を確認するなどし、飲酒運転の根絶を図る。
関係機関・団体では	<ul style="list-style-type: none"> ○ 午後4時にはライトの早め点灯、原則上向きライト走行、反射材用品等の着用などの模範的な交通行動を示す。 ○ スピードがもたらす危険性等の啓発活動を推進し、スピードダウンの気運を醸成する。 ○ 各種広報や行事を活用して、飲酒運転に伴う運転者・同乗者・酒類提供者等に対する処罰規定を周知し、ハンドルキーパー運動（※1）やアルコール検知器の活用を促進し、飲酒運転の根絶を図る。
運転者は	<ul style="list-style-type: none"> ○ 冬道用タイヤへの交換と確実な点検等により、積雪・凍結路の走行に備える。 ○ 冬道の安全運転（いち、につ、さん）運動を実践するなど、積雪・凍結などの交通環境に応じた確実なスピードダウンによる安全運転を実践し、スリップ事故を防止する。 ○ 飲酒運転の危険性、違法性、責任の重大性を認識し、飲酒運転は絶対しない ○ 高齢運転者は、身体機能の変化や運転技能の低下を自覚し、環境や体調に応じた無理のない運転を励行する。

自転車利用者は	<ul style="list-style-type: none"> ○ 悪天候時や路面凍結時など、安全に自転車が利用できない場合は利用を控えるように努める。 ○ 歩道通行時は、歩行者優先であることを自覚し、歩行者の通行を妨げるときは、必ず、一時停止する。 ○ 自転車も車両であることを再確認の上、車道の左側通行、整備不良車運転の禁止など交通ルールを遵守するとともに、交通マナーの向上・実践、ヘルメットの着用、適切な点検整備とTSマーク（※2）等の損害賠償責任保険の加入・更新に努める。 ○ 夕暮れ時や夜間は、他の車両や歩行者から見えにくいことを理解し、早めにライトを点灯するほか反射材用品等を活用する。 ○ 道路を通行するときは自転車安全利用五則を実践する。
歩行者は	<ul style="list-style-type: none"> ○ 道路を通行する者の一員として、交通ルールの遵守と交通マナーの向上が必要であることを再確認する。 ○ 夕暮れ時や夜間外出時には、反射材用品等を着用する。 ○ 道路横断の際は、横断歩道を渡り、近くに横断歩道がない場合には、明るい場所や見通しの良い安全な場所を選び、左右の安全確認を徹底し、無理な横断はしない。 また、道路横断の際は、手を上げるなど、運転者に対して横断する意思を明確に伝え、安全を確認してから横断を始め、横断中も周りに気を付ける。 ○ 高齢者は、交通事故の被害に遭うリスクの高い夜間や夕暮れ時の外出を控えるよう努め、夕暮れ時や夜間に外出する際は、明るい服装と反射材用品等を着用するほか、加齢による身体機能の変化を認識し、車両との距離を十分にとり、又は、車両が停止したのを確認して安全に横断する。

※1 自動車で飲食店等に行く場合、酒類を飲まない人（ハンドルキーパー）を決め、その人が、仲間を安全に自宅まで送り届ける運動のこと。

※2 自転車安全整備店で点検・整備を受けると自転車に貼られるマークで、賠償責任保険と傷害保険が付帯されている。

《安全運転五則》
<ol style="list-style-type: none"> 1 安全速度を必ず守る。 2 カーブの手前でスピードを落とす。 3 交差点では必ず安全を確かめる。 4 一時停止で横断者の安全を守る。 5 飲酒運転は絶対にしない。

《3（サン）ライト運動》
<ol style="list-style-type: none"> 1 ライトの早め点灯・原則上向きライト（ハイビーム）走行 2 反射材用品、LEDライト等の着用 3 右からの横断者、左からの車に注意

《冬道の安全運転（いち、にっ、さん）運動》
<ol style="list-style-type: none"> 1 一割スピードダウンしよう。 2 二倍の車間距離をとろう。 3 三分早めに出発しよう

《自転車安全利用五則》
<ol style="list-style-type: none"> 1 自転車は、車道が原則、歩道は例外 2 車道は左側を通行 3 歩道は歩行者優先で、車道寄りを徐行 4 安全ルールを守る <ul style="list-style-type: none"> ○ 飲酒運転・二人乗り・並進の禁止 ○ 夜間はライトを点灯 ○ 交差点での信号遵守と一時停止、安全確認 5 子どもはヘルメットを着用

《飲酒運転4（し）ない運動》
<ol style="list-style-type: none"> 1 運転するなら酒を飲まない。 2 運転する人に酒を提供しない。 3 酒を飲んだ人に車を提供しない。 4 酒を飲んだ人の車に同乗しない。